

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和4年3月22日（火曜日）
午前10時0分開会、午後2時2分散会
（休憩 午前11時56分～午後1時0分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、畠山担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
石川政策企画部長、坊良副部長兼首席調査監、
照井技術参事兼政策企画課総括課長
 - (2) 総務部
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、
西野参事兼行政経営推進課総括課長、加藤人事課総括課長、山田財政課総括課長、
今野税務課総括課長、平野管財課総括課長
 - (3) 復興防災部
戸舘復興防災部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、工藤副部長、
大坊参事兼復興推進課総括課長、吉田総括危機管理監、
澤田復興くらし再建課総括課長、栗澤消防安全課総括課長、多賀県民安全課長
 - (4) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、
松村参事兼市町村課総括課長、小國地域振興室長、菊池国際室長、大越企画課長、
高井地域企画監、熊谷地特命参事兼地域振興課長、小野寺地域交通課長
 - (5) I L C推進局
高橋 I L C推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長

- (6) 人事委員会事務局
今野人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長
- (7) 警察本部
長谷川警務部長、玉澤生活安全部長、吉田参事官兼警務課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第22号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - イ 議案第23号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - ウ 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - エ 議案第25号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 - オ 議案第38号 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例
 - カ 議案第40号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて
 - (2) 請願陳情の審査
受理番号第65号 岩手県自転車の安全な利用等の促進に関する条例制定を求める請願
 - (3) その他
 - ア 次回の委員会運営について
 - イ 委員会調査について

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第22号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高井地域企画監 議案第22号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その3)の1ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨でございますが、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の実施に関する事務で規則で定めるものを市町村が処理することとする事務から除く等所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容でございますが、一つ目はばい煙発生施設設置届出書等の受理書の交付に係る事務の廃止に伴い、当該事務を削除するものであります。

二つ目は、児童手当法の一部改正に伴う条項ずれが生じたことから、引用条項について所要の整備を行うものであります。

三つ目は、児童手当法施行規則の一部改正に伴い、配偶者の住所に変更があったときの住所変更の届出の受理等に関する事務を新たに市町村が処理することとするものであります。

四つ目は、移譲していた衛生基準等の設定等の事務の権限が保健所設置市に移管され、盛岡市において条例を制定していることから、当該事務を削除するものであります。

次に3、施行期日でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、2(2)及び(3)は、令和4年6月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 この事務の移管に伴って、市町村の経費負担はどれぐらいあるのでしょうか。

○高井地域企画監 市町村の経費ということでございますが、今回の法改正に伴って権限を付与するような形になりますので、かかり増しの経費というのはほとんどないと考えます。

○城内よしひこ委員 かかり増し経費は、そういうことで理解をいたしますが、県にとっては軽減になるのでしょうかけれども、人員的にはどれぐらいの負担となっているかお伺いしたいと思います。

○高井地域企画監 市町村の負担についてのお尋ねかと思っております。今回の改正は、例えばばい煙施設等の設置届出書等の受理書の交付の事務の廃止などが主になっておりまして、そういう意味からいくとほとんど変わらないのではないかと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤人事課総括課長 議案第 23 号の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 5 ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第 23 号条例案の概要により説明させていただきます。

特殊勤務手当は、職員が危険、不快、不健康や困難な業務に従事した場合に支給する手当であります。その支給対象や手当額については職員の業務の状況、国や他県の手当額との均衡等を踏まえながら見直しを行っているところであり、今般社会福祉業務手当及び精神保健福祉業務手当の見直しを行うこととしたものであります。

1 の改正の趣旨についてであります。社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、及び精神保健福祉業務手当の支給限度額を引き上げようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容、(1) の社会福祉業務手当についてであります。この手当は生活保護法や身体障害者福祉法等の各福祉関係の法律に基づき実施する面接指導、相談、捜査等の業務に従事した際に支給する手当であり、その中の一つとして、現在広域振興局に配置されている会計年度任用職員であるろうあ者・盲ろう者相談員が身体障害者福祉法に基づく手話通訳、相談指導等を行ったときに日額 610 円の手当を支給しているものであります。これまで福祉総合相談センターの同相談員については、その業務の状況等を踏まえ、本手当の支給対象としておりませんでした。同相談員が矢巾町にある岩手県立療育センター内に駐在勤務となって以降、相談件数がふえ、その内容も高度化してきたことが認められることから、広域振興局勤務の相談員と同等の困難性を有していると判断し、手当の支給対象とするため、新たに福祉総合相談センターを支給対象公署として指定しようとするものであります。

次に、(2) の精神保健福祉業務手当についてであります。この手当は保健所等に勤務する保健師などが精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により行われる精神障がい者の移送や精神保健指定医の診察の立ち会い、精神障がい者の相談等の業務に従事した際に支給される手当であります。今般その業務の困難性を考慮し、業務内容が類似しているさきに説明いたしました社会福祉業務手当との均衡も踏まえ、支給限度額を日額 290 円から日額 610 円まで引き上げようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤人事課総括課長 議案第 24 号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 7 ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第 24 号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。民間事業者に係る法改正の内容を踏まえ、育児休業等を行うことができる常勤職員の範囲を拡大し、及び職員から妊娠または出産等についての申し出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。 (1) 及び (2) については育児休業及び部分休業を行うことができる非常勤職員の範囲を拡大するものであります。これまで会計年度任用職員などの非常勤職員が育児休業及び部分休業を取得する場合には、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が 1 年以上であることなどが必要でしたが、その要件を廃止するものであります。

(3) については、職員から妊娠または出産等についての申し出があった場合における措置等について定めるものであります。具体的には、申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置など任命権者が行う措置について規定すること、また職員が当該申し出をしたことを理由として当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないように規定するものであります。

(4) については、妊娠または出産等についての申し出があった場合において、任命権者が講じなければならない措置について定めるものであります。具体的には、任命権者は職員に対する育児休業に係る研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備などの措置を講

じなければならない旨を規定するものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 (4)の育児休業に関する相談体制の整備ですが、準備状況はどのようになっていますか。

○加藤人事課総括課長 相談体制の整備についてでございますけれども、これまで、仕事と家庭の両立ハンドブックなどを配付いたしまして、問い合わせ先の明示等をしているところでございますが、相談窓口の部分については具体的な明示が少し曖昧な部分もあったということで、来年度以降相談窓口についてはきっちり総務部の人事課で検討していきたいと考えております。

このほかにもメンター制度を活用いたしまして、育児休業等に関心がある職員について、育児休業等を取得したことがある先輩職員に悩みや不安な点を相談することができる体制などを整備しておりますが、これについても引き続き継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○城内よしひこ委員 今のお話だと、まだ完全に整っていないということですよ。4月1日から始まる事業ですよ。それでは今悩んでいる方もすぐ相談できないということもあるかもしれません。少なくともそれに合わせて整えてから上程するべきであって、ぜひスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

○菅野ひろのり委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤人事課総括課長 議案第25号の職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について御

説明申し上げます。

議案（その3）の10ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第25号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。国家公務員の取り扱いに準じて職員並びに人事委員会及び公安委員会の委員のサービスの宣誓の方法を改めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。①については職員のサービスの宣誓の方法を改めるものであります。具体的には、職員の採用時に行うサービスの宣誓の方法を所定の様式による宣誓書を任命権者に提出する方法とし、任命権者の面前において宣誓書に署名することを要しないこととするものであります。

なお、国においても押印や対面による手続の廃止の一つとして令和3年3月に政令が改正され、現在サービスの宣誓は任命権者の面前での署名を要さず、宣誓書を任命権者に提出することのみとしているところであります。

②については、人事委員会及び公安委員会の委員のサービスの宣誓の方法を改めるものであります。職員の場合と同様に宣誓書を知事に提出することとし、知事の面前において宣誓書に署名することを要しないこととするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第38号青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○玉澤生活安全部長 議案第38号青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その3）の48ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に

配付しております議案第 38 号条例案の概要により説明させていただきます。

初めに、1 の改正の趣旨であります、青少年の定義を改めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容であります、青少年の定義を改めることでありまして、民法の一部を改正する法律により、婚姻による成年擬制の規定が削除されることから、本条例においても同様に青少年の定義から成年擬制の部分を削除するものであります。

次に、3 の施行期日であります、次の 2 点であります。1 点目の施行期日につきましては、改正法の施行期日と同日である令和 4 年 4 月 1 日とするものであります。

2 点目の経過措置につきましても、改正法の附則で経過措置が設けられておりますので、本条例も同様の経過措置を設けるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 40 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野参事兼行政経営推進課総括課長 議案第 40 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 3）の 52 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

まず、提案の趣旨でございますが、令和 4 年度における包括外部監査契約の締結に際し、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容でございますが、契約の目的は地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告であり、契約期間の始期は令和 4 年 4 月 1 日、契約金額は 1,212 万 5,000 円を上限とする額、費用の支払方法は監査の結果に関する報告の提出を受けた後に支払おうとするものでございます。ただし、必要があると認めるときは概算払いとするものとし、監査費用の額の確定後に精算しようとする

ものでございます。

契約の相手方でございますが、公認会計士の宮澤義典氏でございます。この者は、令和元年度に公募選定いたしまして、令和2年度及び令和3年度の包括外部監査契約の相手方として来ていただき、監査を実施したものでございます。その幅広い知見に基づき有意義な監査を実施しているものであることから、引き続き契約を締結しようとするものでございます。

なお、宮澤氏の履歴につきましては、次のページをごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 これは年度ごとの契約ということですが、ただいまの説明では令和2年、3年も御担当いただいたということですが、本件の契約予定者の観点というか、採用は何を決め手としているのか。

それから、契約に関しては、何年ぐらい想定をして契約しているのか。何年ごとにやるというのも、基本的な考え方があればお示しをしていただきたいと思います。

○西野参事兼行政経営推進課総括課長 包括外部監査人の選定の観点ということでございますが、地方自治法に定めるこの制度の目的から、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有すると認められる者として、法律などには公認会計士、また弁護士というような形で規定されております。宮澤氏に関しましては、令和2年度スポーツ振興に係る財務執行の状況、また令和3年度は自然環境における財務事務の執行について監査いただいております。スポーツ振興に関しては施設の老朽化への対策や、関係団体の連携といった点、また自然環境に関しても事務事業評価などにも触れていただきまして、本県の財務管理、その後の事業の経営管理に関して非常に有意義な監査結果をいただいているものでございます。そういう観点から、宮澤氏に継続させていただきたいと御提案をさせていただきました。

また、継続年数でございますが、法律に基づきまして4年を超えないということで、3年間で上限となっております。ですので、宮澤氏に関しましては令和2年度、3年度、そして今回が最終年度と考えております。

○関根敏伸委員 今回の飯澤匡委員の質疑に関連してお伺いします。

契約金額が1,200万円余を上限とするということでございますが、過去2カ年の実質的な契約金額と、それに対しての支払額がどうなっているのか。

そして、その上限額とする額は議決で決めることになるのだらうと思いますが、結果的に支払う額については、その監査の成果品をもって評価されるのだらうと思いますが、どのような観点で評価をされて金額決定に至っているのか、そこを教えていただきたいと思っております。

○西野参事兼行政経営推進課総括課長 まず、契約金額に関してでございます。手元にあ

る令和3年度の分でお答えさせていただきますが、1,238万9,000円を上限としということで、先日精算したのですが、この上限額で支払うこととなっております。

成果といたしましては報告書を提出いただくわけですが、提出に当たっての活動状況を記録していただいています。何回ヒアリングをした、そのために報告書の調整に関しましてどのぐらい作業日数がかかったというような報告なども徴しまして、報告書の内容とあわせて活動日数でもって金額を最終確定しているというところでございます。

○**関根敏伸委員** わかりました。令和3年度が1,238万9,000円の上限額で、上限額と同額を支払ったということですね。

3カ年が上限ということでございます。契約締結に関しては、同等の識見といたしますか、実績があるところをある程度候補者として選定というか、数者選びながら最終的に提案をされると思うのですけれども、何者程度こういった県のような1億円近い予算の監査をしっかりとできるような法人なり、公認会計士なり、弁護士なりを想定をしながら採用を進めているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○**西野参事兼行政経営推進課総括課長** この包括外部監査契約のあり方は、地方自治法で自然人とされておりまして、基本的には監査法人の契約ではなく個人という形で契約をしております。ただ、今までやってきた方を見ますと、大手の監査法人などに属している監査人が候補で手を挙げてくるというような状況にありまして、今まででは大手の二、三者が、いろんな方が3年ごとに替わったり、また個人の方が公認会計士のルートをつくって代表で手を挙げてきているという例もございます。

参考までに、宮澤監査人を選定するときの令和元年度の公募に際しましては、2人の方が候補で手を挙げられまして、その中でいろいろ委員会など、またヒアリングを行いまして選定したという経緯となっております。

○**工藤大輔委員** 私からもお伺いさせていただきます。

先ほど来の質疑のやりとりで、この包括外部監査人から有意義な監査をしていただいたということで、継続ということのようですが、今年度の監査において、特にどのような分野、どのような内容について高く評価されているのかお伺いしたいと思いますし、それによって県あるいはまた団体等の今後の運営にどのような指摘をしてもらったのか伺います。

○**西野参事兼行政経営推進課総括課長** 今年度の包括外部監査の結果の概要でございます。まず、数字的なところでいいますと、指摘事項といたしましては2件、そして意見として今後参考にしてほしいということで出されたものが26件ほどございます。指摘に関しましては、まず県と実行委員会の契約関係ということで、さまざまな実行委員会に県は属しておりまして、その実行委員会に支出するときに、契約が締結されていないので、契約を締結したほうがリスク的にも範囲も明確になってよいのではないかと、ぜひ締結すべきではないかという形の指摘をいただきました。

また、もう一点は、一般社団法人クリーンいわて事業団の財務諸表に県の損失補償の情

報が記載されていないと。公益的財団法人などで会計基準の指針がありまして、そのような特別な支援、また情報があるときは記載することとあったのが明記されていないというような点が2点ございました。それに関しましては、契約書の作成に関しましては、出納関係部局、当課なども今検討しているところでございます。会計のあり方として検討しているところでございますし、クリーンいわて事業団の財務諸表に関しては、会計基準に今後もう一度誤りないように訂正して作成するという方向になっております。

そして、それ以外の面におきましては、意見ということで事務事業評価への目的と成果指標の整合性を精査する、適切な指標の設定を考えるべきではないかでありますとか、あと旧松尾鉱山中和処理施設などの老朽化に関しては、施設更新が必要となっているのけれども、県のリスク負担が明らかではないよだということ、今後法整備を含めて国に何らかの対応を求めていくべきではないかというような意見をいただいておりますので、今後の施策においてそれらを参考に進めていきたいというところでございます。

○**工藤大輔委員** 内容については理解しました。それらを内部で精査して、しかるべき対応をとっていただきたいと思えますし、来年度においては、これら特定のテーマについて引き続き監査を行っていただくわけではありますが、現状で決まっている分野があればお示してください。

○**西野参事兼行政経営推進課総括課長** 監査対象のテーマでございしますが、現時点では未定となっております。監査人の意向も勘案して、また、新型コロナウイルス感染症の状況もありますので、対応できるかどうかというところも含めて調整していきたいと考えております。

○**菅野ひろのり委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**菅野ひろのり委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**菅野ひろのり委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**菅野ひろのり委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第65号岩手県自転車での安全な利用等の促進に関する条例制定を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**多賀県民安全課長** 受理番号第65号岩手県自転車での安全な利用等の促進に関する条例

制定を求める請願につきまして参考説明いたします。

お手元に配付の資料をごらんください。1、自転車の安全利用に関する法律等につきましては、自転車の活用推進の観点からと交通安全対策の観点から、二つ記載しております。まず、(1)、自転車の活用推進ですが、平成28年に自転車活用推進法が施行され、推進されているところであり、自転車損害賠償責任保険等については、同法附則第3条の2では、政府は自転車の通行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとし、平成30年自転車活用推進計画の中で、条例等による損害賠償責任保険等への加入を図ることを要請するとともに、これによる損害賠償責任保険等への加入状況を踏まえつつ、新たな保障制度の必要性等について検討を行うとしております。

その後、平成31年に国土交通省が事務局の自転車活用推進本部事務局長が技術的助言として、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図るに当たって定める条例のひな形を作成し、各都道府県に送付したという経緯がございます。

令和3年5月の第2次自転車活用推進計画では、都道府県などに対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づける条例の制定を促進するとし、条例の制定を促進することが明記されております。

次に、2枚目をごらんください。(2)、交通安全対策ですが、岩手県では交通安全対策基本法に基づき、令和3年に5カ年計画となる第11次岩手県交通安全計画を作成、それに基づき毎年交通安全実施計画を作成し、交通安全対策を推進しているところでございます。

県や民間団体で構成する知事を会長とする岩手県交通安全対策協議会において、自転車の安全利用に関しては重点項目に設定しているほか、自転車の安全利用推進区間を設定し、損害賠償責任保険等への加入、更新の促進を含む自転車の安全利用について広報啓発を行っているところです。

また、本協議会において自転車の安全利用を効果的に推進するために、令和3年6月に自転車部会を設置し、自転車の安全利用に関する現状の把握や課題、対策についての検討を進めているところでございます。

2、本県の直近10年間における自転車に関係した交通事故の状況ですが、事故件数は平成24年の405件から令和3年196件と減少傾向で推移しているものの、全事故件数に占める割合は約1割と横ばいで推移し、死者の約7割が65歳以上の高齢者であります。人对自転車の事故件数は、平成28年の7件を最多にばらつきはありますが、毎年1件から数件発生している状況です。

また、3は市町村別事故件数ですが、本県の特徴として自転車事故の発生件数は主に盛岡市をはじめとする県央部で発生しており、地域によって差が見られる現状でございます。

次に、4、全国の条例制定状況ですが、自転車の安全利用を含む交通安全に関する条例を制定している都道府県は、令和3年10月1日現在、国土交通省調べによりますと34都道府県でございます。

東北6県につきましては、令和3年10月12日に福島県が制定し、本県以外の5県において策定されています。

なお、本県の市町村では、平成19年に盛岡市で制定済みとなっております。

以上、経緯や本県の状況について御説明いたしましたが、本県としても先ほど御説明したように、協議会内に自転車部会を設置して、現状や課題、対策についても検討を進めているところであり、請願の条例についても検討したいと考えております。その場合、先行県の条例内容や本県の特徴、実態を踏まえ、自転車の安全利用について法令遵守や事故防止に向けた意識向上の取り組み、交通安全教育の実施や道路環境の整備等有効な取り組みについて条例化を検討するため、関係機関と十分な協議をする必要があること、請願事項にある自転車損害賠償責任保険の加入の義務づけについては、自転車の損害賠償責任保険の加入を促進するということは被害者救済の観点から加害者、被害者の双方に有効であると考えておりますが、他人を傷つけた場合、自転車の保有台数の把握や加入保険の実態把握など難しい課題もあり、国や他県の調査方法も踏まえ検討する必要があること、また加入に伴う県民の経済的負担などについても検討していく必要があるのではないかと考えているところです。以上で説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○城内よしひこ委員 私は、この請願については賛成でありまして、一日も早く条例化するべきではないかという観点でお伺いしたいのですが、最短で条例化できるとすれば、どれぐらいを目途に目指すのか。今後、どういう流れ、タイムスケジュールなのか、お伺いしたいと思います。

○多賀県民安全課長 他県の状況等を踏まえた形の条例という形でも、さまざまな法規審査等もありますので、令和4年度当初から始まっても、1年ぐらいはかかるかと思っておりますが、先ほど申しましたが、義務化というものに対して、義務づける場合には、やはり意見等を徴したりする時間が必要と考えておりまして、そういう時間を加味しますと、少し時間がかかると思っております。

○城内よしひこ委員 自転車は大変便利なもので、安易、安価で買えるということもあります。だからこそ義務化は難しいというのも一定の理解はしますが、これとて悠長なことは言っていられないのではないかと思いますし、今特に御高齢の方々に起因する事故が大変多いです。そういうことを防止、抑止するためにも、早めに対応すべきだろうし、その事故によって不幸な結果に陥る環境を防ぐべきではないかと思います。

そこで、お伺いしたいのですが、時速50キロメートルとか60キロメートルぐらい出るようなスポーツバイクというのものもあるではないですか。だんだん暖かくなると、国道106号線に結構そういう方々が多く出ます。今盛岡市からも沿岸のほうに大分来やすくなったりしていますので、そういう方々に起因する事故の発生件数を県当局では捉えているのかをお伺いしたいと思います。

○多賀県民安全課長 済みません、そのような特定の車両というか、そういう形では把握

しておりません。

○**城内よしひこ委員** スピードが出るものというのは往々にして事故が大きくなったりしますので、ぜひそういった観点も含めて早めに調査をしていただいて、早めに条例をつくっていただければと思います。以上です。

○**工藤大輔委員** 今回の請願は、損害賠償になった際の加害者側が被害者側への補償の観点ということが大きいと思いますが、本県において自転車が起因となって損害賠償の補償人となっている、そういった事故の事例は、どの程度あるのかお示しをいただきたいと思います。

もう一点は、損害賠償責任保険の加入が義務のところは東北地方で見れば4県ありますが、完全な義務化となった場合、自転車を購入した際に加入する方があると思いますが、保険の期間が過ぎたときに再度入ってもらえるかどうか、また中古で買った場合や譲り受けた場合、さまざまなケースで保険加入の義務化といっても、条例を制定したとしても、なかなか実態は合わない事例が多いと思います。他県ではどのような運用しているのか伺います。

○**多賀県民安全課長** 済みませんが、人对自転車で損害賠償事件になっている実態については、数字を持ち合わせておりませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、損害賠償責任保険への加入の状況の把握については、非常に困難であるというか、さまざまな形態があるということで、城内よしひこ委員から御発言があったような本格的な自転車の活用推進については、先ほどの岩手県自転車活用進計画等で推進されておりまして、そういうところにつきましては、やはり購入メーカー等を通じて、保険加入等の周知が図られていると思います。一方、自転車全般とした場合に、例えば道路交通法の第2条で、自転車は軽車両に分類されておりますけれども、小児用の車は除外されており、この小児用の車とは6歳未満の者が乗車する程度の大きさで、車輪おおむね16インチ以下ということで、そうしますと逆に小学生以上が乗車するものは全て自転車として取り扱われて対象となってくるものと思われまして。

このように広く関わってくることで、それから損害賠償のさまざまな形態が、工藤大輔委員がおっしゃるとおり、最初に加入するだけの防犯登録のような形であれば、買ったときに登録して以降という形であれば非常に簡単かと思いますが、通常損害賠償責任保険というのは期間で幾らという形になりますので、仮に購入時に1回加入しても、それ以降加入していくのかという把握が非常に困難だと思っております。

また、損害賠償責任保険という形態につきましても、自転車利用者向けの賠償責任保険の中にも、自転車の安全整備士が整備を確認してきちんとTSマークつきの保険というものもありますし、また自動車保険や火災保険等民間の契約の特約の中で御家族の事故に対して保障するというような形態もさまざまありまして、場合によっては重複して入っている方もいらっしゃるかと思います。このような形で、損害賠償責任保険の加入と一口に言いましても、多様な形をどのように把握していくのかというのが難しいと考えております。

○**工藤大輔委員** 事故の件数は警察でも把握はされていませんか。

○**吉田警務部参事官兼警務課長** 事故の関係ですけれども、県警察本部としても今手持ちの資料はございません。

○**工藤大輔委員** わかりました。義務化の際の運用は、非常に苦勞されるかと思えます。他県ではそれぞれ、それらをわかりながら義務、あるいは努力義務とされているのだと思いますが、実際は販売店などへの強い呼びかけなどが主になってくるかと、あるいは何らかの形で周知ということになると思いますので、この条例の制定については賛成ですが、実際の運用のところは実態に合うような形で進めていただきたいと思いますし、また盛岡市では努力義務、県では義務ということになると、調整も必要になってくるかと思えます。市町村の意見等も聞きながら、早期に進めていただくようよろしくお願いします。

○**飯澤匡委員** ただいま多賀県民安全課長からのお話で、いろんな事例、保険の種類などもありましたけれども、まず最初にロード用等、時速 60 キロメートル以上出る自転車とかは、段階的に保険の適用を勧めるようなやり方をして、安全性に対する周知を図っていくと、このようなやり方もあると思うのです。

私は 20 代のときに、家の玄関からぱっと飛び出したら、高齢者の方と正面衝突しまして、けがをされたのです。それで、保険会社に照会したら、総合的な保険に家族で入っていたということで、これは大変助かりました。自転車に限らず事故はあるので、いろんな方々が対応されているのではないかと思います。

今いろんな自転車やバイクがあつて、その中で事故があつてけがしてしまうと、お互いに大変な思いをしてしまうので、一応車両ですので、条例化をして、お互いに事故で困らないようにしていくというのは、県民生活を保持する意味でも大切なものだと思います。

もう一つ、道路の整備状況についてですが、ヨーロッパなどでは自転車専用レーンがあつて、私は 20 代のときにオランダでそのレーンに入ったらぶつかりそうになって、若い女性にえらく怒られました。何でこんなところに入ってくるのだと。それだけ自転車が社会の中で認められて、自転車専用のレーンがまちの中にもあるのです。最近、本県でもいろんなところにロード用では見かけられますが、狭い国土ですから、なかなかそういう専用レーンを特設するのは難しいかと思えますけれども、県警察本部の交通安全意識という観点で、自転車専用レーンに対しては基本的にどうのお考えなのか、御披瀝をいただきたいと思えます。

○**吉田警務部参事官兼警務課長** ただいま自転車専用レーンというお話がございました。県内でも、自転車専用レーンを設置している市町村があると承知しております。やはり自転車事故を減らすためにも、そういった自転車専用レーンを設置するというのも一つの考えかと思えますので、引き続き道路管理者等と連携して、交通ルールの遵守、これを周知することも大事ですけれども、そういった自転車専用レーンの設置促進事業にも取り組んでまいりたいと考えます。

○**飯澤匡委員** いきなり専用レーンを設置するために道路改良するのは難しいでしょう

から、のべつ幕なしやる必要はないので、道路の環境整備のために新しい道路をつくるとか、比較的余裕のある道路のつくりが想定される場合は、そういうことも念頭に置いて、事故が起こりそうなところなのですよ、検討に入れていただきたいなと思います。

この理論は、車両にも一般車と商業車という特設レーンという考え方があって、私はトラック業を営んでいますが、民間の一般の方と接触をしますと、商業車というのはかなり恨まれるのです。プロのドライバーのくせにというふうに言われるのですが、一般道と、商業道路は本当であれば区別されるべきで、高速道路にしろそこの中に混在しているからということも事故の要因にはなっているわけなのです。そういうことで、危ないところは物理的に回避をするというようなことも社会全体で考えていく必要があるのではないかと、そういうことが発端で述べさせていただきました。

うちの会派は、紹介議員にはなっていませんが、私はこの趣旨には賛成をしたいと思います。以上です。

○**名須川晋委員** 自転車活用推進法が平成 28 年に施行されて、第 1 次の自転車活用推進計画が平成 30 年度から令和 2 年度までということですから、恐らくこの資料を見ますと、ほかの 5 県は第 1 次の推進計画のときにこれを参考にしながら条例策定に向けて始めたというふうなことだと思うのですが、なぜ本県のみおくれて、あと 2 年ほどかかることになっているのか。

〔「2 年か」と呼ぶ者あり〕

○**名須川晋委員** 先ほど 2 年とおっしゃったような感じがしますが、その辺についてお知らせください。

○**多賀県民安全課長** 昨年の 3 月末に、ちょうど 1 年前に青森県、そして令和 3 年の 7 月に秋田県、そして 10 月に福島県ということで、1 年ほど前には横並びで情報交換をして、どういうふうな流れなのか情報交換しつつ、ではつくる場合にはというような検討を進めておりまして、本県におきましても損害賠償、加入保険等についての議論を自転車部会等で開始したところがございます。他県では昨年 5 月の第 2 次自転車活用推進計画の中で明記されたことで、駆け込み的な形で策定されておりまして、結果的に本県だけおそいということになりました。

○**名須川晋委員** 前の質問で答弁されていたと思いますが、この条例策定の見込み時期をもう一度確認させていただきます。

○**多賀県民安全課長** 令和 4 年度から開始したとしまして、他県の条文とかいう形で審議を進めていけば法規の審査等もございますし、パブリックコメントもありますので、1 年ぐらいでできると思いますが、先ほどの義務化等に伴う県民負担ということもございますので、アンケートとか調査という形なのか、場合によっては関係団体と意見交換会等を講じながら、その辺りを検討していかなければならないと思ひまして、そうした場合には事務的な時間もかなりとられますので、令和 4 年度中というのは難しいと思っております。

○名須川晋委員 策定に向けて今鋭意進められているとは思いますが、横並びであったにもかかわらず、1年以上おくれるということでございますから、その辺については何でそういうことが起きてしまったのか、事務作業をしっかりと進めていたと、好意的に捉えれば、それはそれでいいのでしょうか、早期の策定を要望いたします。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 採択という声がありますが、ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、採択との御意見がありました、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか3件について発言を求められております。

今回4件の報告がありますので、質疑の方法につきましては、初めに執行部からの2件の報告の後、当該報告に対する質疑を行い、次にほかの2件の報告後に当該報告に対する質疑を行うこととし、その後委員からのこの際発言としたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、初めに岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか1件について発言を許します。

○白水総務部長 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

お手元に配付をしております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてをごらんいただけますでしょうか。令和4年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されておまして、2月定例会終了後、年度内の公布が見込まれております。

主な改正内容は、法人事業税について、大法人に対する所得割の軽減税率を見直すこと及びガス供給業に係る収入金額課税を見直すこと等であります。これらの改正については、令和4年4月1日から施行される予定とされておまして、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、会期終了後に地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく

お願いを申し上げます。

○平野管財課総括課長 岩手県公共施設等総合管理計画改訂（素案）の概要について御説明申し上げます。

岩手県公共施設等総合管理計画につきまして、国の骨太の方針や昨年度までに策定いたしました県有各施設の個別施設計画を踏まえまして、長期的な視点を持って公共施設マネジメントを推進する観点から改訂しようとするものであり、このたび計画の改訂素案をまとめましたので、既にお手元に配付の資料により、その概要について御説明いたします。

まず、岩手県公共施設等総合管理計画につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画に基づきます行動計画に当たるものでございまして、本県の公共施設管理に関する基本計画となるものであり、計画期間は平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間となっております。

今回総務省の通知に基づきまして見直しを行ったものでございまして、お手元の資料、A 3 判のカラー刷りの資料でございますけれども、こちらの朱書の部分が時点修正や新規追加した項目となるものでございます。左側から順に説明してまいります。第 1 章では今回の見直しについて項目を新規追加、第 2 章 1 項では昨年度までに策定いたしました個別施設計画の反映などによりまして時点修正や新規追加を行っているところでございます。

計画改訂のポイントでございますけれども、本県における将来の人口減少や今後の財政見通しを踏まえまして、公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくため、公共施設の施設規模・総量の適正化を図るため、その内容を新たに追加しております。

お手元のカラー刷りの資料の右下の水色で着色しております新規追加と書かれた部分をごらんいただきたいと思っております。1 点目といたしまして、本計画期間であります令和 6 年度までにおける公共施設に係る県民 1 人当たりの負担額を過去 5 年間の実績を踏まえまして 1 万 2,000 円以下となるようコスト縮減・財政負担の平準化を図ること。

2 点目といたしまして、岩手県人口ビジョンにおける 2040 年の人口を 103 万 7,000 人と、2020 年国勢調査における人口 121 万 1,000 人からおよそ 14.4%の人口減少を見込んでいることなどを踏まえまして、中長期的な観点から令和 22 年、2040 年までにインフラ施設、病院等公営企業施設及び学校施設を除いた庁舎や県民利用施設などの公共施設の延べ床面積を令和 2 年度比 85%となるよう見直しを進めること。

3 点目といたしまして、施設規模・総量の適正化の取り組みに当たっては、地域特性、地域活性化へ配慮の上、維持管理及び利活用に係るさまざまな創意工夫を図ることとしたものでございます。

恐れ入りますが、資料の裏面、一番最後のところになりますが、右下の今後のスケジュールのところをごらんいただきたいと思っております。計画素案につきましては、この後 3 月 25 日から 4 月 25 日までパブリックコメントを実施し、県民の皆様から寄せられた御意見を踏まえまして、令和 4 年度 6 月議会の当委員会に御報告の上、7 月をめどに計画改訂したい

と考えているものでございます。

以上で岩手県公共施設等総合管理計画の改訂（素案）の概要に係る説明を終わります。委員各位におかれましては、本計画の策定につきまして御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 これまでの議会で公共施設が、もう50年以上だとか40年とか、かなりの年数が経過して、建て替え等をしていかなければならないという議論があり、なかなか執行部から具体の答弁というのは出てこなかったと思っています。今回管理計画の改訂ということで素案が出てきていますが、国の方針もあるわけですが、人口減少に伴って延べ床面積を減らすという、しかしこの一方でスポーツ関係を見れば、サッカーもそうですし、バスケット等もそうなのですから、規格はどんどん大きくなっていくのです。プロの規格が。また、各種大会を開催する際の規格も大きくなっていると。

今後、新たにつくった場合に四、五十年利用していくこととなりますが、その先を見据えて延べ床面積等を考えるということになると、一方でかなり大きくしなければならぬステップがもうわかっている、でも計画では85%にしなければならぬと。こうなったときの整合性の取り方となると、何かの施設をなくしていくか、あるいは市町村と一緒にやってつくって、経費を減らしながらさまざま考えていくとか、この辺のところが出てきて、既存施設よりはどうしても、大きくしなければならぬというのはかなり出てくるかと思っています。

これまで県で、そういった意味でも今すぐにでも改修あるいは改築しなければならぬのを延ばしてきたわけですが、その点等について内部でどのような検討がされてきたのか。そして、県で実際資金に余力がない、大変だということであれば、PFI等民間の資金を活用しながら建設をしていくという方向についても、なかなか前に進まないのが現状だと思います。それについてどのような検討をし、今後取り入れていくのかどうか、その辺について示してください。

○平野管財課総括課長 まず、今回の計画改訂に係りましては、延べ床面積の適正化というところにつきましては、この計画期間内である令和6年度までということではなく、ちょっと中長期的な視点でということで、2040年度までということで、人口減少に合わせたような延べ床面積としていくということで定めるものでございます。

あわせて、今回の延べ床面積の縮小、減少というところにつきまして、個別にこの施設をどれぐらい減らして、それを積み上げた結果この数字になったというものではございませんで、そこは今後各施設の方針を計画していく際に、それぞれのところで必要性なり、あとは今工藤大輔委員がおっしゃったように市町村との協働での整備でありますとか、民間の資金を活用した整備でありますとか、あとは類似の施設がある場合にはそれらを合わせたような施設にしていくという検討も含めて、単純に今ある施設を同規模で整備、今工藤大輔委員から紹介がありましたとおり、スポーツ施設とか規格の問題で、競技する上

で必要な面積というのは決まっておりますので、そういった面積は当然確保しながらというところはございますが、それをどういう形で配置していくかというところについては、今後それぞれの施設の配置を見直していく中で検討されていくものと考えております。

○**工藤大輔委員** その見直しの中身というのがなかなかわからないのです。では、どの分野からやっていくかということも含めて、大体もう 40 年、50 年たっているものはわかっていながら、それらの方針だとか、基本的にこの施設についてはこのようにしますだとかという基本方針すらなかなか示されないと。例えば野球場のように、盛岡市と一緒にやって作り直しますという方向が決まれば、そのとき初めて知らされるという状況であって、もうそういうふうに行っている悠長な時間はないぐらいの耐用年数になっていると思います。なので、そういった分野について、早期の方針決定というのは必要だと思うのですが、それについて考え方を伺います。

○**白水総務部長** 今工藤大輔委員から重要な御指摘をいただいたと思っております。まず、公共施設等総合管理計画について、やはり人口減が鮮明になってきた状況で、当然そうすると人口減ということは、1人当たりの税収も含めて減ってくるという状況の中でどう対応していくかというのは、もう待たなしの状況だと思っております。

今回改訂版ということで出させていただいた大きなポイントは、今平野管財課総括課長から説明させていただきましたのですけれども、長期に見て 2040 年で 15%の削減をしていくということで、具体的な数値目標を、目安といいますか、数値を出したというのは一つ大きなポイントかと思っております。

これを踏まえて今後どう対応していくかですけれども、例えば庁舎等ということで、この A 3 の資料の左側の下のところに書いておりますけれども、庁舎の面積もかなりございます。これは下の県民利用施設と比較していただくと、県民利用施設よりも 2 倍以上もあるということでございますので、例えば庁舎等についての配置をどう見直していくかとか、あるいは我々職員の公舎もございます。これもかなり老朽化しておりますので、こういったものについてどう再編をしていくか、来年度からこれは早急に取り組んでいかないとけないと思っております。

一方で、工藤大輔委員が御指摘のとおり、さまざまなスポーツ施設だとか、むしろ大きくしないと対応できないものもあると思っておりますので、それらについてもしっかりそれは対応していきたいと思っておりますけれども、全体で見たときにやはり人口減で財政状況が厳しい中でどうコストを抑えていくかという観点もございますので、そういったところとバランスをとりながら、しっかり対応していきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** この計画策定以降、実質的にしっかりとした議論が議会でも交わされるように、今後よろしくお願ひしたいと思います。

○**関根敏伸委員** 私も 1 点だけ質問させていただきます。

全庁的な取り組み体制をつくると、情報共有体制をつくるということですが、工藤大輔委員の質問とも関連するのですが、これは県の施設であると同時に県民全体の公共施設と

いうことを考えれば、市町村は市町村でそれぞれのインフラでありますとか、公共施設を有しているわけでありますので、今後を考えたときに、県だけの取り組み体制だけでは、私は不十分になるのではないかと考えています。今後市の推進方針ということで、市町村等との連携ということが掲げられているのですが、この連携をどうするかということまで含めたことをある程度念頭に置いて、進めていく必要があるのではないかと考えるのですけれども、この連携の取り組みの現状、市町村と今後どういう形で進めていくのか、大まかな方針がありましたら教えていただきたいと思います。

○平野管財課総括課長 市町村との連携の現状ということでございますけれども、基本的にこの施設等総合管理計画につきましては、各自治体で計画は策定しているものでございます。その中で、多くの市町村でもこういった他の団体との連携は計画の中には含まれていると承知しておりますけれども、具体的に県と市町村でこの施設等総合管理計画に基づいて協議を行ったり、施設改修をどうしていくのかというような話し合いを行った事例はないのが現状でございます。

○関根敏伸委員 今後市町村側から県側にとすることは、なかなか難しいのかもしれないという気がします。話し合いのテーブルを持つとすれば、やっぱり県側から何らかの提案をしていくということでなければ進んでいかないと考えるのですけれども、その辺については今後に向けて協議はされている状況ですか。

○平野管財課総括課長 今後の市町村との協議でございますけれども、まず今回の計画改訂に当たりまして、県としても人口減少、財政状況等を踏まえた今後の目安の数字を出すということもございまして、今回の改訂につきまして、パブリックコメントの期間に合わせて各市町村にも県としてこういう改訂の考え方で進めていくことをお示しして、御意見があれば頂戴することにしております。

あわせて、これは一般的な話にはなるのですけれども、今後施設を更新する際にはさまざまな手法、関根敏伸委員がおっしゃったように市町村と県とどういったバランスで整備していけばいいのか、まずそういったところも検討しながら施設の更新を考えていくことを全庁として取り組んでいく内容の計画ではございますので、そういうところを通じて市町村とも連携を図っていく形にしていければと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

次に、岩手県犯罪被害者等支援指針改定についてほか1件について発言を許します。

○多賀県民安全課長 岩手県犯罪被害者等支援指針改定案について御説明いたします。

お手元の配付資料1枚目のA4横長の資料をごらんください。改定の趣旨でございますが、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法第5条第1項の規定により、県の責務として地域の状況に応じた施策を策定し、実施すると明記されたことから、本県では平成19

年に岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を制定し、第15条において犯罪被害者等の支援を盛り込んでいるところでございます。

また、国では平成17年から5年ごとに犯罪被害者等基本計画を策定しておりますが、本県もこの計画に対応するものとして、平成20年に岩手県犯罪被害者等支援指針を策定し、平成28年に改定しました。今回国の第4次基本計画が策定され、また前回の指針改定以降、本県における犯罪被害者等を取り巻く環境の変化などを踏まえて指針を改定しようとするものです。

これまでの検討状況でございますが、平成28年に改定した指針をベースとしながら、犯罪被害者等の支援として今後取り組むべき施策について、関係部局とともに追加・修正したものを支援機関や支援団体をはじめ犯罪被害者御遺族からも意見を聴取して反映させた内容でパブリックコメントを実施し、それらを踏まえて改定案として取りまとめたものです。

改定案の概要については、別添の資料によりこの後説明させていただきます。

4のパブリックコメントの概要、結果でございますが、去る1月12日から2月8日までの4週間実施しましたが、寄せられた意見はありませんでした。

それでは、指針改定案の概要でございますが、改定案の取り組みはお配りしました一番下の冊子であります。それを施策ごとに現状の指針と比較し、追加または修正した内容がわかるようにしたものが資料2の指針改定案の主な改定内容となって、概要につきましてはA3判の資料1、岩手県犯罪被害者等支援指針改定の概要により御説明させていただきます。

1の指針改定の趣旨等は、先ほど説明しましたので、省略させていただきます。

2、国の第4次基本計画の概要ですが、このような第4次計画のうち、赤枠で囲んだ内容が地方で取り組むべき関連内容でございますので、表の右上のほうに目を移していただきまして、これらを指針に追加しております。

今回の主な改定のポイントとして、平成28年に行った指針改定後の犯罪被害者等を取り巻く環境変化に伴った新たな取り組みとして、本県の性犯罪・性暴力被害者相談のワンストップ支援センターであるはまなすサポートセンターの設置及び相談体制の強化と性犯罪・性暴力被害者に係る医療費公費負担制度の創設と運用などを追加しております。

また、右の第4次基本計画に連動した取り組みとして、警察など被害者支援窓口における公認心理師等専門職の活用、性犯罪・性暴力被害者のための夜間休日コールセンターとの連携、児童相談所における児童福祉司と学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実などに取り組むこととしております。

指針改定案では、具体的推進施策として、これまで継続してきた各取り組みにこれら新しい取り組みを加えて、国の計画に合わせ、五つの重点課題を設定し、その重点課題ごとに取り組みをまとめております。第1は、損害回復・経済的支援等への取り組みとして、損害賠償手続等に関する周知、給付金制度等の充実、住居の安定、雇用の安定といった犯

罪被害者等の経済的支援等に取り組むこととしています。

第2は、精神的・身体的被害の回復・防止への取り組みとして、保健医療サービス・福祉サービスの充実と再被害防止等の安全確保の充実、保護、捜査、公判における配慮の充実等に取り組むこととしています。

第3は、刑事手続への関与拡充への取り組みとして、刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等を行うこととしていますが、今回大きな改定はありません。

第4は、支援等のための体制整備への取り組みとして、関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実、支援に関わる者の研修体制の充実と人材の養成、民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携を行うこととしています。

第5は、県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組みとして、県民理解増進のための広報等の取り組みの推進を行うこととしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○菊池国際室長 それでは、続きまして岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針について、昨年12月以降の経緯の御説明を申し上げます。

お手元にお配りしています資料、3種類ございますけれども、まずは右肩囲み、総務委員会資料と記載のA4判縦2枚つづりの資料をごらんください。改めて要点を申し上げます。1の概要でございますけれども、日本語教育推進法、それに基づく国の基本方針を参酌し、地方公共団体はその地域の実情に応じた基本的な方針を策定することとされております。本県でも外国人県民が増加傾向にあることから、全ての方々に共通する生活者の側面に着目し、外国人県民等が生活に必要な日本語能力を身につけ、自立した生活を送ることができるよう、基本的な方針を策定するものでございます。

2に参りまして、策定方針等でございますけれども、いわて県民計画や多文化共生推進プランとの整合性を図りながら、広い県土の全市町村に外国人県民が在住していること、技能実習生の割合が高いという特徴に対応したものとしまして、期間は令和4年度からの5カ年としております。

3の策定経過ですが、昨年5月から日本語教室の巡回訪問や実態調査を実施するなどして策定調査を進め、12月の県議会総務委員会での説明後、12月から1月上旬にかけてパブリックコメント等を実施し、最終案を作成したところでございます。本日総務委員会で御説明申し上げた上、年度内に策定・公表とする予定でございます。

資料の2ページ目に参りまして、4のパブリックコメント等の実施状況でございますけれども、1カ月間の意見募集実施期間に27件の意見が寄せられたところでございます。

これを踏まえた主な修正内容5に記載しておりますけれども、別紙2としてお配りしております本文の冊子とあわせて御説明を申し上げます。1番が策定の趣旨等の関係、本文では1ページでございますけれども、1ページ上のほう、ハロウィンターナショナルスクール安比ジャパン校や国際リニアコライダーなどの外部的要因も記載すべきだという意見を踏まえた記述を下線部のとおり追加しているところでございます。

それから、本文では飛びまして 15 ページに参りまして、日本語教育の推進の基本的な方向の項目でございますけれども、ここでのコメントで技能実習生を対象とした方針のようだが、親の都合で来日する児童生徒もふえてくると想定されることから、教育サイドとの連携も計画に入れるべきだという御意見がございまして、この部分の記載はもう既に素案の段階でしておるところなのでございますけれども、この方針が技能実習生のみ対象としたものではないことを改めてここでも示すために、下線を引っ張っていたところ、単に外国人県民等の日本語教育としていたところなのですけれども、それを本県で暮らすすべての外国人県民等に共通する生活者の側面に着目したと、こういった記述を追加させていただいたところでございます。

それから、今度は本文では 19 ページに参りまして、こちらは日本語教育の推進の内容に関する事項の部分なのでございますけれども、(2)のアのところですので、こちらでは今まで熱心に活動していたボランティアの存在もあるということで、これまでは単純に役割分担が必要ですよといったような表現だったのですが、こうした地域で熱心に取り組んできたボランティアの存在もあるということ、それからやはり日本語教室も日本語を学ぶという性格、そのほかに一方で地域との交流を通じと、そういった場もあるという性格もございまして、個々の状況にその辺は配慮して対応していくといったような形に修正したところでございます。

それから、本文では 22 ページに参りまして、この辺は国の補助金の情報、あるいは県内での事例紹介などが必要だといった御意見がございまして、本文では 22 ページの下線のところですので、日本語学習に関する情報発信の項目でございますけれども、活用可能な補助制度、あるいは人材等に関する情報発信等に一層取り組むというような記載を追加させていただいたということでございますし、関連しまして 24 ページに参ります。これは、県の主な役割のところになりますけれども、表の 4 のところ、日本語学習に関する情報発信、ここに関連した記載、それから 28 ページに参りまして、ここは県国際交流協会の役割の部分ですので、同様の記載を追加したものでございます。

そのほか、本文に事務的な修正ということで、下線のふえた部分が何カ所かございますけれども、それについては説明を省略させていただきます。

説明は以上でございますけれども、本方針につきまして委員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 現時点で 8,000 人ほどの外国人の方々が県内にいらっしゃるということで、これまで市町村と国際交流協会等がその運営を担ってはきたと思うのですが、現時点での実態を県で捉えて、果たす役割としてどういう支援をしてきたかをお伺いしたいと思います。

○菊池国際室長 まず、全県的な外国人県民の状況でございますけれども、統計上各市町村にどういう国籍の方が何人いらっしゃるか、あるいはどういう在留資格の方がいらっしゃる

やるかは、マクロ的な形で承知はしております。

それから、本方針の策定の過程に当たりまして、まず各地で日本語教育を実施していらっしゃる教室でございますとか、実施主体の国際交流協会であるとか、そういったところから状況を伺ってきたところでございます。

それから、今まで県がどういうことをしてきたかということですが、これまで県の国際交流協会とも連携の上、例えば岩手の岩手らしい日本語を学ぶコンテンツ、例えば岩手県の冬であれば「水を下ろさねば」とか、そういったならでは日本語を学ぶためのコンテンツの作成でございますとか、あとは日本語教育サポーターということで、外国人県民に日本語を教えるための手伝いをしたいといったような方の募集、活用といったことをやっています。

それから、今年度におきましては、文化庁の交付金を使いまして、日本語教育の専門的な知識を持つような地域日本語教育コーディネーターといたしますけれども、これを設置しまして、各地での取り組みの促進などに取り組んできているところでございます。

○城内よしひこ委員 技能実習生の方々とか、多くの外国人の方々が多分この中では結構な数を占めると思うのですが、そういった方々には、もちろん実習先がメインになって、そういったことは指導するのだと思いますが、一堂に会してそういう交流は、これまで図ってきたのですか。今後こういう横のつながりを持てるような仕組みがあるのかお伺いしたいと思います。

○菊池国際室長 城内よしひこ委員御指摘のような地域でのつながりというか、日本語教育そのものも大事なのですけれども、日本語教育の場を通じて、やはり地域との交流を図っていくということも大変重要なことでありまして、私どもも県の国際交流協会ではなく地域の国際交流協会と連携して、例えば昨年度は紫波町で技能実習生などをリング狩りに招くとか、そういった交流の場を設けているところでございまして、そういった取り組みの方向も期待されるところでございます。

○城内よしひこ委員 縁があって日本にいらしているわけですから、特に岩手県に住んで岩手県のよさを知ってもらえるような、そういう仕組みづくりは必要ではないかと思えますし、願わくば岩手県のファンになっていただいて、リピーターとしてまた来ていただけるような制度設計にぜひしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池国際室長 今本県の技能実習生はベトナムの方が一番多いわけですが、やはりそういった働き手の皆さんに、国もそうですけれども、地域が選ばれる時代になってきているという指摘がございまして、日本はやっぱり非常にいいところだと思ってもらうことは、城内よしひこ委員がおっしゃるとおり非常に大事なことだと思っております。

これは、日本語のみならずさまざまな要素があるわけですが、私どもは県として多文化共生、外国人県民が気持ちよく暮らせるような社会をつくっていくということで、日本語もそうですし、多文化共生の社会をつくっていくと、その両面でこれからも努力してまいりたいと思います。

○**城内よしこ委員** 最後にしますけれども、特に言葉が通じなくて不安に思うことはあると思うのです。コロナ禍で、私もホテルに泊まってきたのですけれども、同じフロアにも外国の方々がいらっしゃいました。もちろん話をする機会は療養なのでないのですけれども、なかなか言葉が通じないので、多分不安に思っているのだらうなど。日本食のお弁当しか出ていないので、そういう意味ではストレスがたまるのだらうなど思いながら過ごしてきましたけれども、ぜひそういった点においても一定の配慮を持っていただきたいし、そういうことも念頭に置いてお願いしたいと思います。以上です。

○**工藤大輔委員** 犯罪被害者等支援の関係についてお伺いします。

内容については賛成であり、この改定のとおりさまざま支援等も拡充してやっていただきたいと思います。

そこで、確認だったのですが、犯罪加害者家族は、この法に含まれているのかどうか確認したいと思います。

○**多賀県民安全課長** 加害者家族は含まれておりません。

○**工藤大輔委員** わかりました。

では、加害者家族については、こういったさまざま支援等の中で県では何か特別に取り組んでいる事例はあるのですか。

○**多賀県民安全課長** 他県の加害者家族についての取り組みは承知しておりません。本県でも加害者家族についての取り組みはありません。

○**工藤大輔委員** ある日突然家族が加害者になってしまって、当然加害者となった人はやはり裁かれてしかるべき措置をされなければならないと思うのですが、家族ということになった場合に、転居を余儀なくされてしまうとか、さまざまなバッシングに遭ってしまう、結婚が破談になってしまったとか、進学を諦めざるを得なくなってしまうとか、いろんなケースが全国的にもあると、報道等でもされています。そういった加害者側になって、どこに手を差し伸べていいのか、どうやったらいいのかという方がやはりいるという状況も踏まえて、そういった方にも目を向ける、相談できる体制等もつくっていただきたいと思います。

また、罪を犯した者、刑務所に入って出所した者の以前見た5カ年の再入率ですと、満期で釈放された方が約48%、仮釈放になった方が約30%の再入率になっている、再犯していることが数字で出ていて、仮釈放された方は引受人がいる方なのだと思います。引受人がいなければ、一生懸命頑張っても刑期が短縮されないのが実態なのだと思います。

そういった中で見れば、家族を支える、加害者家族を支えることも再犯率防止にもつながる対策にもなって、凶悪犯罪等も含めてさまざまな犯罪が起こることを減少させる方法にもなるのではないかと考えます。

そういった観点も含めてなのですが、全国的にもなかなか支援の手が差し伸べられない分野であって、東北地方の中で唯一、日本初なのでしょうけれども、犯罪加害者を支えるNPO団体があります。それだけ全国的にはなかなか手が行き届かないような形のサポー

トなのだと思いますが、ぜひ岩手県としても何らかの検討をしながら再犯防止、また一人でも多くの方がより幸せな人生を送れる社会をつくっていただくように考えていただきたいと思いますが、この件について何か所感をお伺いしたいと思います。

○戸館復興防災部長 工藤大輔委員から大変重要な視点を御指摘いただいたと思います。

一方では、これは全国的な課題でもあると思いますが、また一方ではまさに地域の生活に密着した課題でもあると思いますので、他県の状況等も含めて少し整理をさせていただいた上で、個々の取り扱いについて研究させていただきたいと思います。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、何かありませんか。

○関根敏伸委員 せっかくの機会ですので、政策企画部に何点かお伺いをしたいと思います。

現在、いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプランが進行中でございます。新型コロナウイルス感染症が発生して丸2年が経過をいたしました。新年度以降どういう状況になるかわかりませんが、新しい変異株もいろいろ出始めているようでありまして、間違いなく新年度も新型コロナウイルス感染症への対応が非常に大きな課題になってくるだろうと思っております。

そういった中で、この4年間の第1期アクションプランの中ではほぼ3年間新型コロナウイルス感染症への対応に追われ、さまざまな計画に与える影響も少なからずあったと考えております。県政推進に新型コロナウイルス感染症が与えた影響をどのように捉えているのか、そして今般報告で莫大な推進指標の見直しが報告をされております。3割上方修正、下方修正、あるいは新規での指標追加もなされたようであります。それだけ影響が大きいと思っておりますが、こういった上方修正、下方修正、あるいは新規の指標追加、特徴的なものはこういったものがあるのかということも踏まえてお伺いしたいと思います。

○石川政策企画部長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県民の健康にとっての脅威となっただけではなくて、商工業者への経営の打撃、公共交通の利用者の減少、県が実施する講習会やイベントの開催中止、あるいは延期など、いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプランの実施に向けて大きな影響を及ぼしたところでございます。一方、新型コロナウイルス感染症対策として進められましたデジタル化の急速な進展等によりまして事業や会議、教育などの分野で取り組みの加速化が見られたものもございます。

こうしたことから、今年度政策推進プランに掲げる具体的推進方策指標の見直しを行いまして、目標値の修正などを行いましたけれども、来年度は第1期アクションプランの最終年度でありまして、また次期アクションプランの策定年度でもありますことから、第1期アクションプラン期間中の県の取り組み、成果をしつかり評価し、次の政策に反映させ

ていきたいと考えております。

○**関根敏伸委員** ありがとうございます。大分いろいろ御苦勞されていらっしゃるのだらうと思います。政策企画部では、このいわて県民計画(2019～2028)をしっかりと前に進めるため、あるいは県民の参画を推進するために総合計画推進費を設けているわけですが、それにあわせて新たな県政課題に対応するための戦略的な県政推進費、これが設けられております。まさに今の時代は、戦略的な政策形成というものが非常に求められてくると思います。

前段の答弁を踏まえて、コロナ禍を踏まえて今後県政の運営の方向性がどのように変化していくと考えられているのか、また戦略的な県政推進における調査、検討の必要性、これをどのように捉えているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○**石川政策企画部長** ただいま委員からお話がありましたとおり、第1期アクションプランの計画期間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症対策を通じてこれまで以上に県民の暮らしやなりわい等の状況を把握する機会がふえまして、また市町村や関係団体等の連携も一層強化されるなど、県政全般に活用できる事例が蓄積されたものと考えております。

また、令和4年度におきましては、コロナ禍後の社会を見据え、重点テーマである人口減少社会、デジタル化、グリーン社会、こういったものの実現に向けまして全庁を挙げて取り組むこととしております。

今後の県政運営方針につきましては、いわて県民計画(2019～2028)を基本に据え、先ほど申し上げました蓄積、あるいは重点テーマの取り組み、その時々为社会経済情勢を踏まえながら、スピード感を持って指標の見直しを行っていくことが重要であると考えておりました。来年度策定する第2期アクションプランにも反映してまいりたいと思っております。

○**関根敏伸委員** ありがとうございます。政策企画部では、広聴広報の役割も担っているわけですが、先般3月11日、第11回目の追悼式が行われ、東日本大震災津波からもう12年目に突入しております。さまざまな報道を見ましても、間違いなく震災に対する取り扱いが年々小さくなっているのは、これは現実だらうと思っております。地元紙、地元メディアは一生懸命この辺の部分は努力をされていらっしゃることは見てとれるわけですが、やはりこの部分、震災を風化させない、この取り組みが広聴広報分野でも非常に重要になってくるだらうと思っております。

昨年の2月定例会で、いわゆる県民こぞって後世に語り継ぐ条例が制定をされたわけですが、風化させないための啓発にどのように取り組んでいくのか、あるいはこの条例制定後新たに加えられた視点でありますとか、特徴的な広聴広報活動について教えていただきたいと思っております。

○**石川政策企画部長** 政策企画部といたしましても、復興防災部等と連携しながらしっかりと風化防止に取り組むたいと考えております。

例えば今年度につきましては、水産加工業の発展を目指す若手経営者のグループや災害公営住宅で暮らす入居者と生活支援相談員、名古屋市の支援で進学し、現在県内で活躍する看護師や保健師、あるいは東京都から大船渡市に移住し、BMXを通して地域ににぎわいを見いだそうとしている青年、こういった多面的な形での復興の様子、これを取り上げて、ポスターあるいは動画を制作しているところでございます。これらのポスターにつきましては、県内外の自治体や企業の皆様の御協力を得まして、復興ポスター展という形で広げさせていただいておりますし、また都営地下鉄の協力を得まして電車の中吊り掲示させていただいております。また、動画についても、やはり若い方を中心に情報発信する必要があると考えておりまして、ユーチューブで現在公開しているところでございます。

今後におきましても、復興に取り組む岩手県の姿や岩手の魅力について各部局と連携を図りながら発信しまして、震災を風化させず、復興への継続的な支援と岩手県ファンの拡大につなげて、広報、特に一人でも多くの人たちに被災地を訪れてもらえるような、そのような形で広報を展開してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○**関根敏伸委員** どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今後の県政課題の解決、あるいは地方の共通課題の克服に向けては、知事会の果たす役割が非常に大きいものがあるのだと思っております。知事会に臨むに当たっては、政策企画部についてもさまざま知事とのすり合わせ等を行いながら臨むのだろうと思っておりますけれども、今後政策企画部として知事会に向かう知事の活動をどのようにサポートしていこうとしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○**石川政策企画部長** 関根敏伸委員御指摘のとおり知事会につきましては、例えば新型コロナウイルス対策についてこの2年間で対策本部会議をリモートで34回ほど開催しております。知事会として国の基本的対処方針や予算措置に対する意見の提言を行いまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、あるいは緊急包括支援交付金の拡充などの実現が図られているところでございます。

また、昨年9月に知事が農林商工常任委員会委員長に就任いたしまして、各都道府県の意見を取りまとめ、政策提言や緊急要請を実施しているほか、国の審議会への参加や全国規模の商工関係団体あるいは有識者との意見交換、こういった形で地方の声を直接訴える機会がふえまして、知事会の中での知事の役割も大きくなっているところでございます。

私たち職員といたしましても、知事のリーダーシップの下、知事会の活動を通して全国的な視点での課題認識を持ちまして、また、より現場の声を把握し、いわて県民計画(2019～2028)の推進並びに地方分権の確立に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○**関根敏伸委員** ぜひよろしくお願ひいたします。

コロナ禍にあつて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正以来、やはり知事の役割は非常に全国的にも注目されてきております。さまざまな場面で知事の動き、具体的に

は東京都、首都圏の知事らの動きによって国の政策が大きく転換されたと、度々あったのを我々も目の当たりにしております。そういった意味では、知事会における達増知事の存在感でありますとか、農林商工常任委員長といった大きなポストにあるわけでありますので、今般の議会でも大きな議論になった水田活用の直接支払交付金でありますとか、やはり地方共通の大きな課題になるのだらうと思っております。

そういったところにしっかりと知事会での情報発信力を高めるサポートをしていただきながら、国に大きな政策の見直しでありますとか、新たな政策の追加でありますとか、そういったところに役割を果たしていただけますように、ぜひサポート体制を厚くしていただきたいと思っております。

最後になるわけでございますけれども、新年度はまさに次期第2期アクションプランの策定の時期に当たっているわけであります。石川政策企画部長におかれましては、発災以降復興局での復興推進の先頭に立って進められたと記憶をしておりますし、沿岸広域復興局長も務められながら、県の復興だけではなくて沿岸被災地の市町村の復興でありますとか、さまざまな調整の動きをされたと思っております。今現在こういう中で県の大きな政策の方向性を決める立場として手腕を振るってきたのだらうと思っております。

今後パンデミック後の岩手県これがどうあるべきか、かくあるべきと考えるのか、あるいは後輩職員に託す思い、さまざまあろうかと思っております。その辺について御披瀝をいただければと思っております。

○石川政策企画部長 私は、昭和59年4月に県に奉職してから38年間、県議会議員の皆様はじめ知事や副知事、上司や同僚、国や市町村、企業など多くの皆さんに支えてきていただいたところでございます。この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

私が県職員を志望したのは、非常に曖昧な形ではありますが、仕事を通して地域に貢献したいということと、それから自分の世界を広げたいという理由でございました。今振り返りますと、どれほど地域に貢献できたか、反省すべき点もございますけれども、さまざまな経験を通して自分の世界を広げることができて、このことにつきましては深く感謝しております。

今月をもって県職員を退職いたしますけれども、これまでの皆様との御縁を大切にしながらいろいろなことに興味を持ち、仕事をし、暮らしていきたいというふうに考えております。新型コロナウイルス感染症もまだ収まらないですが、また新型コロナウイルス感染症以外でもさまざまな課題を岩手県は抱えておりますけれども、私は私の立場でもってしっかり取り組んでいきたいと考えております。長い間ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○城内よしひこ委員 財政見通しについてお伺いしたいと思います。

歳入確保の状況についてであります。岩手県は、人口も大変減ってきて、財政的に厳しいという話が出ていますが、その中で審議資料の令和4年度の予算編成についてのところで3基金も残高が減少する、そういった中でありとあらゆる手段によって歳入確保に努めるということでありました。ありとあらゆるというのは聞こえはいいのですが、岩手県としてできることはそうあるものではないと思っています。

そこでお伺いしたいのですが、県有の財産の売却等で、塩漬けになっている部分は多々あると私は思っていますが、そういった案件について処分の計画とか、これまでの実績はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○平野管財課総括課長 県有未利用資産の活用処分の状況についてのお尋ねでございました。岩手県におきましては、未利用資産の有効活用に向けまして、県庁内を一括いたしまして未利用資産の活用処分方針を定めておりまして、さらにそれを受けて年度ごとに処分計画を定め、各部局から処分可能財産の報告を受けまして、取りまとめて可能なものについては売却処分する取り組みを進めているところでございます。

管財課では、取りまとめて一般競争入札によりまして県有未利用資産の売却等を行っているわけなのですが、最近の実績でまいりますと、直近で恐縮ですが、令和2年度ですと件数にして26件、処分金額が5億7,700万円余、令和3年度これまで、今時点ですけれども、20件、2億3,600万円余というような実績になっているところでございます。

いずれにいたしましても未利用資産、岩手県として活用できないものについては市町村に、市町村でも活用希望ない場合には、そういった一般競争入札等を通じて売却の形で処分を進めるように取り組んでいるところでございます。

○城内よしひこ委員 先ほど答弁にもあったのですが、第一義には市町村ということですが、一般の方々でも利用したい、エントリーしたいの方々があるわけでしょうから、そういった方々に対する周知、告知はちゃんとされているのでしょうか。

○平野管財課総括課長 管財課で行っております県の未利用資産の一般競争入札につきましてですが、年2回実施しております。今年度であれば7月と11月に公告いたしまして、業者を募った状況でございまして、それに当たりましては県のホームページ、プラスあとは新聞広告で岩手日報社の紙面を買い取りいたしまして、そこに売却する物件を掲示して、処分のスケジュールなり、希望のある場合にはどういう手続が必要か御案内しているところでございます。

○城内よしひこ委員 先ほど午前中に岩手県公共施設等総合管理計画の説明があったわけですが、今後人口が減っていく中で、岩手県で持っている財産のうち使わなくなる部分はたくさん出てくるという話がありました。そうなる中で、今までやってきたことを全て総ざらいをしながら、ローリングをしながら未利用の部分はもう売却をする方向で進めていくべきだと思っただけの質問です。

今、方針がという話がありましたが、これだけ未利用の施設が出てくる予測が立っているわけですので、従前の計画や方針を少し見直ししながら、民間であったり、他の行政区分に移管することによっていろんなターンがあるわけですので、ぜひそういったことも検討してほしいのですが、今後その方針や計画を強めに見直す考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○平野管財課総括課長 未利用資産の処分方針等につきましては、例えば昨年度におきましては、処分する際に土地だけではなく建物までついているような場合には、なかなか買い取ってくれる方が出てきづらい条件もございますので、そういった面で建物をどうするかでありますとか、あとは周辺の環境との整合とございますか、そういった条件整備をできるところは進めて、なるべく売却が進むような取り組みになるような方針の改正を行ってきたところでございます。

今後におきましても、情勢を見ながら必要な方針の見直し等は進めながら、城内よしひこ委員がおっしゃるとおり今後人口減少で県有施設の見直し等が進んでくれば、そういう状態も確かにふえてくることは見越されておりますので、さらにどうすればうまく処分が進むのかを少し研究しながら、方針の見直しも随時それによって進めてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 これは、部局横断的という言葉になるのだらうと思いますが、特に学校等の教育財産等もたくさん統廃合で使わなくなってくるところが出てくるので、そういったことも総合的に考えて、解体ができるのであれば上物を解体して、更地にして売却するとか、今後投資的な経費として、そのまま渡すのではなくて、そういったところにも経費もかけつつも前に進めることも必要ではないかと思っています。

そういった点について、部局横断的な連携等も含めて、これまでも多分やってきてはいるのだらうと思いますが、その辺の情報共有もしながら前に進めてほしいと思いますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○平野管財課総括課長 方針自体は管財課で策定はしているのですけれども、未利用資産については県全体での資産を対象として進めておりますし、毎年度の処分計画も各部局で所管している分も含めて、一般競争入札については管財課で取りまとめて一括でやるということですが、その処分の対象となる資産については各部局にまたがった形での選定といえますか、処分対象を拾い上げている状況でございます。

今後におきましても、いずれ各部局との連携は欠かせないものでございますので、教育委員会、警察本部も含めて、連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 箱物をつくるときには、いろいろなプランや計画の中でつくるわけですが、建てるときの計画に基づいて耐用年数があるわけですね。でも、それよりも人口減少や世の中の変わる速度が早過ぎて、まだ立派なのだけでも、処分しなければならぬというものもたくさん出てくると、私はこの計画も含めてこれまでも見ていましたので、一旦目的を終えてしまったものについては、そういった耐用年数が残りながらも処分

ができるような方法を少し検討することも必要だと思うのです。

そういったことも含めて、総合的に、空いたから何とかしようというのではなくて、そこから始まるのではなくて、総合的にこの辺は出そうだなと、空きそうだなというのも含めて、先取りという言い方もこういうときに必要なかどうか、適切ではないと思うのですが、管財課では多分それは見れる立場だと思っていますので、ぜひその辺も含めて前向きに取り組んでほしいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○平野管財課総括課長 今城内よしひこ委員がおっしゃったとおり、使えるうちに処分できる、そういう条件のほうが当然売りに出したときに買い手がつきやすいというのはそのとおりでございます。

ただ、整理するときの財源の問題ですとか、いろいろクリアすべきところはクリアしつつ、そういう処分が可能なものについては処分を、引き合いがある場合にはそういうことも検討していくことはあると考えますし、あとは残っている資産については、どういう条件整備をするのが売れるのかもあわせて検討はしております。ただやはり建物の解体もかなりの費用がかかる面がございますので、そこは解体した場合に本当に売れるのかどうか、そういったバランスも考えつつ、あとは壊すための財源というか予算をどうするかということも考えつつ進めていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 まさにこういうことこそ知事会を通じて国に要望するというのもありだと思うのです。日本全国そういう形が出てきている中で、以前だと、例えばごみ処理場をつくるときには補助があるのだけれども、解体するときには補助がない、そういう図式があるわけです。解体することもどこかで考えていかないと、財源があるから、ないからと言いながら、結局は誰も住まなくなった、誰も使わなくなったものをバリケードだけ張って管理するというのは、県の持ち物としてよろしくないと思っております。

そういうことも含めて、少し知恵を出したり汗かいていただきたいと思うのですが、白水総務部長、いかがですか。

○白水総務部長 城内よしひこ委員からも、これは重要な御指摘をいただいたと思っております。まさに今質疑いただいた事項については、岩手県だけではなくて全国的な課題になってきておりますので、知事会を通じて国にしっかり言っていけないと思っております。

それで、これも委員も御承知のとおりですけれども、これまで一つの方策として、国で公共施設の関係の適正化債といいますか、スキームができて、既存の施設を再編統合するときに、面積を縮小すれば一定の適債性があるということで、その除却費用が多額に上るときに、地方債を発行するというようなスキームもあったのですけれども、そもそもその発想が除却すると便益の部分が発生しないので、適債性がないということが原則であったものを、そういう話でいろいろ知恵出しをして、国も考えてくれたという経緯もありますので、そういったことも踏まえながら、一方で今後、どんどん人口減で出てくる部分について、どういう形で財政運営を回していけばいいやり方のできるのかということにつ

いては、我々もしっかり考えながら、場合によっては国にもしっかり提言できるような形を取っていただければと思っております。

○**城内よしひこ委員** 現行のフレームでは、収まり切れない人口減少という大きな背景があるわけでありますので、そういったことも含めて新たな視点、着眼点でやっていかないといけないのだと思うのです。ぜひその点を留意しながら前に進めてほしいなど、ありとあらゆると書いてありますから、ぜひあらゆるものに適用するようにお願いして終わります。

○**工藤大輔委員** それでは最初に、県と市町村の合同追悼式の開催の関係でお伺いしたいと思います。

先般大槌町で11年目となる合同の追悼式が開催されました。その際、来賓、会場の関係もあったので、絞って開催したわけですが、海外の要人を含めた来賓の案内はどのように行われたかお伺いします。

○**大坊参事兼復興推進課総括課長** 先日行われました追悼式の御案内の件でございました。追悼式の案内につきましては、それぞれ来賓の方々にはこちらから御案内の通知を差し上げて行われておりますが、米国の大使につきましては、1月の下旬に先方からこちらに出席の打診がございまして、共同主催であります大槌町と協議して、県側の御来賓ということでお招きすることになりました。

○**工藤大輔委員** その他の国については、県とすれば案内をしたわけではなくて、駐日大使から連絡があったということによろしいのですか。再度確認です。

○**大坊参事兼復興推進課総括課長** 先ほどの繰り返しになりますが、1月の下旬に札幌の総領事館を通じまして米国大使館からこちらにぜひ出席したいという打診がございまして、県側来賓ということで御参列いただきました。

○**工藤大輔委員** わかりました。ちょうど私の前方にラーム・エマニュエル駐日アメリカ大使御夫妻の席があって、献花のとき少し違和感があったのです。式を全て終了してから献花台に案内されたということで、駐日アメリカ大使がじきじき見えられたわけであって、こういう対応で本当によかったのかと思いました。知事と県議会議員とか復興副大臣、県議会議長が献花を終わって退席し、その後その他の参加者の一般の献花だったわけですが、もう少し何らかの対応が取れなかったのかと思うのですが、それについてお伺いします。

○**大坊参事兼復興推進課総括課長** こちらの件、工藤大輔委員の御指摘のとおり私どももそのように考えておりましたが、当初1月の下旬にアメリカ側から出席の打診があった際に、大使の御意向として、できるだけ事務のお手間をかけたくないということで、そういった呼名献花でありますとか、配席に対する配慮というのは遠慮したいというお話でございました。2月の下旬に米国大使館側と実査と申しますか、現地での打合せをした際に、再度私どものほうからお席とか、あるいは献花の仕方、御紹介したいのですがというようなお話を差し上げたのですが、当初の御意向どおりということで御辞退されたということ

でございます。こういった経緯でございます。

○**工藤大輔委員** 経緯はわかりました。ただ、やはりあの光景を見ると、何らかの対応を岩手県としてとれなかったのかと思う方は多かったのではないのかと思います。いずれ遠慮されたのでしょうかけれども、では、そうではない形をとったときに大した手間になるのかといったら全くならないとも思います。特に大きい支援をいただいた、また今後関係をさらに築いていきたい、そういった方々についてはいろんなやり方があるのだと思いますので、追悼式等についても今後検討していただきたいと思いますし、そのほかの場面で、例えば大使が来られて、その場所等を見られた際、案内等は当然されたのですよね。その辺を確認します。

○**大坊参事兼復興推進課総括課長** ただいま二つございました。米国の要人が見えられた場合についてですが、先方の意向というものを私ども十分に尊重したわけでありますが、確におっしゃるとおり、何らかの形で絆に報いるという場面があってもよかったのかもしれない、その辺が少し配慮不足のところはあったかもしれません。

あともう一点、現地での視察につきましては、当初東日本大震災津波伝承館とか、そういったところも御視察の予定があったのですが、直前になりまして、こういう国際情勢もあり、時間がとれなくなりまして、宮城県側から直接大槌会場に入るということで、そのまま大槌会場から東京に帰られたということで、なかなか岩手県をごらんになる時間がとれなかったということでございます。これから先にも、かなり被災地には関心をお寄せいただいておりますので、次回お見えになった際には、きちんと復興の今を御説明したいと考えております。

○**工藤大輔委員** 大使のツイッターではこう書かれていました。名誉なことに、達増拓也・岩手県知事とご一緒し、東日本大震災で犠牲となった方々へ妻エイミーとともに哀悼の意を捧げました。米国は、今日も明日も、そしてこれからもずっと、東北の皆さんと共にありますとコメントを投稿しているのです。やはりそういった思いをしっかりと共有する、そういった関係をこれからも築いていかなければならないと思うので、今後の追悼式も含め、それ以外の対応においても注意をしながら対応していただきたいと思います。

また、福島県では各国大使らを招いて福島県内視察を、被災地の視察の事業を実施し、復旧、復興後の姿をしっかりとお伝えする場面を設けております。恐らく県では打診があった際の対応ということになっていると思いますが、こういったのも一つ参考になると思いますので、検討をしてください。

次に、クラウドファンディングの関係について、簡単に聞きたいと思います。東日本大震災津波以降、沿岸 12 市町村を対象にクラウドファンディングを行う団体、事業者等のアドバイザー派遣事業を行ってきていますが、実績をどう評価しているのか伺います。

○**澤田復興くらし再建課総括課長** 沿岸 12 市町村へのアドバイザー設置の関係のお尋ねでございます。県では、被災地におきまして新たなビジネスを立ち上げようとする方への支援を行うため、平成 25 年度から起業、新事業に係る初期費用を補助してきたところでご

ざいます。そういった中で、平成 28 年度からはこうした取り組みをさらに強化するため、岩手県商工会連合会に専門経営指導員を配置いたしまして、各市町村の商工団体と連携の上、事業計画の策定等に係る指導を行っております。これまで計 105 社の起業や新事業への進出に結びつけたところでございます。

また、こうした取り組みの一環といたしまして、平成 28 年度からクラウドファンディングによる資金調達につきましても、希望する事業者の方々に専門家を派遣いたしまして、助言や指導等のサポートを行っております。今年度、令和 3 年度までの 6 年間で計 25 件、約 1,600 万円の資金調達に結びつけているところでございます。

○**工藤大輔委員** 後段の資金調達、クラウドファンディングの件数、6 年で 25 件と、これはかなり少ないと思うのです。今クラウドファンディングがかなり伸びている中で、恐らくこの事業はなかなか周知されていないというか、知らない人が多いのではないかと。実際クラウドファンディングの件でやりたいと言った方の話を聞いたとき、こういうのもあるのですよと言ったら、全然理解はしていなかったです。そういうのもあるのですかということで、なかなかこの事業がこの間知られていなかったのかと。それが 25 件だなど感じたところですので、有効な資金調達手段であったり、クラウドファンディングというのはその間の活動によってファンをふやしたり、事業の理解者をふやす、そういった目的等もあって、単に資金調達だけではないので、ぜひ県内でもクラウドファンディングがより多くの方々に利用され、そしてアドバイス等を受ければ成功率が 70% ぐらい上がる、何もなければ実際の成功率は 30% 程度だという数字もあるようです。これは、復興とか何かの関係だけではなくて、県全体の考えとしても、支援としてもできると思いますので、ぜひこの分野もう少し検討し、より支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策と県独自の緊急事態宣言の関係について伺います。3 月 21 日、昨日までで国のまん延防止措置が全て解除となりました。第 5 波より高どまりをしている中での解除にいついて、県はどのような受けとめをしているのか伺います。

○**吉田総括危機管理監** まん延防止等重点措置の解除に当たっての受けとめでございますが、全国の感染状況を見ますと、新感染者数は、今週、先週比、全国的に見れば一応下回るということで、減少傾向が見受けられるところでありますが、東京都、大阪府など都市部においては、10 万人当たり 400 人近い数値が今でもあるというところ、それから地方部においても 100 人以上となっているということで、ほとんどの地域が高い水準にとどまっているというところであります。

一方、入院者数のところにつきましては、横ばい、または緩やかな減少傾向というようなどころもあり、急激な感染者数の増に伴う医療の逼迫という事態は避けられているのかというところでございます。

国においては、こうした状況を踏まえて、感染が保育園だとか、学校だとか、そういった若い方々の感染になっている状況、それから飲食店での感染拡大という状況ではないと

ということ、そういったオミクロンの特徴を踏まえた上で、総合的に判断してまん延防止等重点措置を解除したものと考えております。

○**工藤大輔委員** 国の解除に伴って、対策についても変更点が幾つか出たのだと思います。今後県としてどのような対応をとっていくのか伺います。

○**吉田総括危機管理監** 今回のまん延防止等重点措置の解除に合わせて、国の基本的対処方針が改定されております。主な変更点としましては、保育所等の教育保育施設での感染が広がっていることもありまして、発熱などの症状がある児童の登園についての自粛は徹底すること、それから感染者が拡大している地域においては、保育施設、または高齢者施設等の施設の職員に対する検査の頻回実施を行うこと、それから積極的疫学調査においては、保健所の対応が可能な地域についてはこれまでどおり実施するところはあるものの、感染状況においては感染リスクの低い事業所等については、濃厚接触者の特定は行わないというようなことなどの対応、変更が見られたところでございます。

この変更にあたりまして、岩手県としての取り組みでございますが、保育所等に対する登園自粛については既にこれまでもお願いをしているところであるというところ、それから職員の検査の頻回実施につきましては、先週金曜日の本部員会議においても保育所、それから有料老人ホームでの一斉検査をするというようなところも報告したところであります。

また、濃厚接触者の対応につきましては、現状においては実施できているというところでもありますので、今後さらなる感染拡大において難しいというような状況等ございましたら、感染状況、それから公衆衛生体制の逼迫状況を踏まえた上で、検討していきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 濃厚接触者を特定するところと特定しないところというのも、これは分かれてくると。ただ、感染者自身が自分で判断するというところで、感染対策等に差が出てくる可能性があるということも指摘ができると思います。こういった分野についてもしっかりと対応をとっていただきたいと思ひますし、またワクチン・検査パッケージの運用についても総理大臣も触れておりました。県としてどう対応するのかということもありますが、きょうはちょっと時間がないので、ここは割愛したいと思います。

県独自の緊急事態宣言の解除について聞きますが、今現在このようにまん延防止措置が解除となって、一般の社会経済活動がぐっと盛り上がるというか、そちらのほうにまたシフトされるような生活になると思ひます。現在の県の基準でいくと、10万人当たり1週間の新規感染者が10人以下の基準が残っているわけですけれども、こういった部分についても変更を考えていく、現状に合った対策、やり方に改めていく時期がもう近いのではないかと思ひます。その検討についてお伺ひします。

○**吉田総括危機管理監** まず、岩手緊急事態宣言についてであります。感染拡大防止による医療の逼迫を避けるために、レベル3の感染状況に至らないようにするために実施しているというところでございます。

また、今回2回目となる岩手緊急事態宣言につきましては、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門部会の見解や国の基本的対処方針を踏まえ、オミクロン株の特性も考慮しつつ、これまでの知見を生かして社会経済活動への影響の軽減を図りながら効果的な感染対策を実施する内容としているところでございます。

県内の感染状況を見ますと、3月3日に10万人当たりの新規感染者数につきましては190.5人を記録したところであり、3月13日には139.1人と減少したところではあるものの、その後も微増に転じ、現時点では横ばい傾向であり、着実な減少傾向にあるように見えなところでございます。

また、昨日までの3連休、学校の春休みにより感染者数が減少することを期待する一方、年度末、年度初めによる人の移動による感染拡大も懸念されるところでございます。

これまで以上に社会経済活動を活発にするためにも、安心して活動ができるレベルまで感染を抑える必要があり、県民の皆様には引き続き基本的な感染対策の徹底に協力いただき、感染者数をできるだけ少なくする必要があると考えているところでございますので、岩手緊急事態宣言は継続が必要と考えているところです。

岩手緊急事態宣言の解除に当たりましては、県内の感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制の逼迫の状況を踏まえて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の意見も伺いながら、総合的に判断していきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 現在の制限の中身は、デルタ株以前から続く判断基準だと思います。ウイルスの特性も大きく変わっていますので、実態に合うような形をとっていただくよう、要望したいと思います。

そして最後に、戸舘復興防災部長にお伺いしたいのですけれども、かなり難しい時期にこういった対策をつかさどる部署の担当になりました。さまざま思いを持ちながら職務を遂行されてきたと思いますが、今後のことも含めて、そういった経験を含めて、思いを御披露していただければと思います。

○**戸舘復興防災部長** 昨年の4月1日に復興防災部長拝命をいたしまして、復興関連、そして防災、危機管理全般を所掌してまいりました。新型コロナウイルス感染症対策に関しては、もう長い間現在のような状態が続いていて、私個人の思いとすれば、一刻も早くこの感染者数が抑えられて、心置きなく県民の皆さんも社会経済活動ができるように、そういう方向に持っていきたいと思いながら仕事をしてまいりました。

復興に関しましては、復興道路の全線開通を初めといたしまして、ハード整備が大きな節目の時期を迎える、こういう局面に本職を務めさせていただいたことに大変ありがたいと思っておりますが、一方ではソフト面、被災者の心のケアはじめ、なりわいの再生など、まだまだ課題は山積しておりますので、この点についてはしっかりと今度の部長に引き継いでまいりたいと考えております。

また、防災に関しては事前の準備、訓練、そして発災時のスピーディーな対応が求められるわけでありまして、関係部署一体となって、この点についてはしっかりと対応

できているのではないかと思います。今後また大きな災害というのも予測されているところでもありますので、この点もしっかりと対応していかなければならないなと思っております。

年明けぐらいから、残り日数が少ないということで、日々慈しむように過ごしてまいりましたけれども、その中で大きな地震、トンガ沖の火山噴火も含めて、3度の夜間の非常招集もございましたし、豚熱、そして鶏インフルエンザと、大変貴重な経験をさせていただいたと思っています。管理職の立場に立たせていただいて以来、仕事に真正面から、私自身も真正面から向き合おうと思ってまいりましたし、部下職員にもほかと仕事の押しつけ合いをするのではなくて、もう積極的に自分からとりに行こうというふうなことを申し上げながら仕事をしてまいりました。その点については、間違っていなかったなというふうに思いますし、みんな私の関係した職員はそのように仕事をしてくれたというふうに思っております。

委員各位には、この委員会をはじめさまざま厳しい御指摘もいただきましたし、さまざまな場面で御指導をもちろいただきました。心から感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御発展を祈念いたしまして、工藤大輔委員からの御発言に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○飯澤匡委員 通告していないのですが、今工藤大輔委員からお話があった追悼の日の米国駐日大使の接遇に対して、ただいま御本人の意思ということは確認しましたが、ただ周りで見ると出席者名簿が出て、国際的プロトコルとしてこれは正しいかどうかと見られることも意識をしなくてはいけなかったのではないかと思います。ですから、簡単なことで、御本人の意思によって国対国との接遇については御遠慮されましたということを一言添えれば、周りの人もそれで安心しただけの話ではなかったかと思うのですが、いかがですか。

○大坊参事兼復興推進課総括課長 ただいま追悼式の国際的なプロトコルとしていかなものかという部分の御指摘をいただきました。確かに今思い起こしてみれば、そういったところ、一言会場に申し添えるといったような部分、配慮に欠けていたかもしれません。実は昨年度もジョセフ・ヤング臨時大使がお見えになった際も、同じような形で大使館側から御辞退という部分もございました。私どもちょっとそういった先例も安易に見てしまひまして、今回御指摘も踏まえまして、次回以降そういった要人が来る際には十分配慮したいと考えます。よろしく願いいたします。

○飯澤匡委員 やっぱり全体的に見て、どういうふうに皆さんが判断されるのかということ客観的に見るという視点が必要だと思います。国対国というのは重きを持つので、例えば委員の方々とか、そういう意識の高い人たちが、何だろう、岩手県はどういう接遇の仕方しているのだろうという思いを持たれるだけでも、損になるわけです。ですから、全体的に視野を広く持って、配慮してやっていただきたいと思います。

それでは、3月13日に毎年被災3県の知事がNHKの日曜討論に参加をして、いろいろコメントを出します。本県知事が、これは他県の知事と比較するのはどうかと思うのです

けれども、ただ情報の発信の仕方として、11年を迎えてイの一番で言ったのは、被災地の心のケアであったり、これは大事なことなのだけれども、日本全体へ発信する最大の機会を、もう少し世界や日本に訴えるというような視点で情報発信していく必要があったのではないかと私は思ったのですが、あなた方はどういう評価をされたのか。そして、どういう事前準備をして知事と打ち合わせをしたのか。聞きようによっては、随分スケール小さいなというような、私はいつもそう思っています。いつも。ですから、その点について、どういう復興の考え方でやっているのか。そうでないといったら、そうでいいですよ。そういう考え方で行くなら、それを押し通せばいいのだけれども、ただ印象としては、どうやってもやっぱり宮城県との対比、比較でどうなっているのだろうかというような思いを私はいつもしています。今年もしました。その点についてはいかがですか。

○照井技術参事兼政策企画課総括課長 3月13日に放送されましたNHK討論でございますが、テーマは「復興」ということございまして、番組の中ではアナウンサーの問いに対して各知事とか、あと有識者の方が答えるような形で説明されるものと思っておりますが、最初被災地の現状と課題ということで知事からあったもの、心のケア等の課題、ハード面等が進んでいるのに、一方でそうした面の心のケア等がおくれている被災地の現状等を説明されたものと思っております。後段におきましては、人口減少の取り組み等につきまして本県の取り組みの方向性、あるいは震災の教訓の発信、取り組む決意なども述べられており、東日本大震災津波から11年を経過した本県の復興の進捗状況を伝える内容だったかと思っております。

それから、準備に当たりましては、今回先ほど申しましたようにテーマが復興ということで、業務を所管する復興防災部が中心になって対応を進めてきたところでございますが、事務方が用意した資料を参考に、知事の御自身の言葉で当日は御発言されたものと考えております。

○石川政策企画部長 委員御指摘のとおり、3月の日曜討論は1年に1遍の機会、本県の復興の状況、それから課題、今後の取り組みを全国に発信する貴重な機会と考えております。引き続き視聴者の皆さんにわかりやすく、また心に残るような情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 私も見ましたけれども、全体的に言っているのですが、後の番組で切りとられる部分はそこしか切りとられないわけです。岩手県が、知事が言っていることがそれに逆に集約されてしまう。これは情報の発信の仕方として、やっぱり積極的にここが要点だというのは言わないと、視聴者はわからないのです。岩手県は、まあ大体間に合っているのかなというような、変な印象を受けてしまうことになってしまいます。そこら辺を政策企画部はそういうのも担っているわけだから、十分に注意してやらないといけないと思うのですが、いずれ知事が考えたというのだから、しょうがないですね。ただ、留意はしていただきたいと思います。県としてどう見られるのかということは大事なので。

あわせて、この間150周年の話をしました。宮城県知事は150周年に向けて非常に大

プロモーションをしているわけですね、記念事業として。私も岩手県が150周年事業として農産物の売り出しとか、それに合わせてタイアップしてやるというのだったら、この間のような議論はしなかったです。ここに経済を回すという観点で、何でもまず利用して県内の経済需要を喚起しようという、そういうことをはっきり言ってないのだね、本県の場合は。私は、明治9年が150周年の起点だと思っているので、これはもう絶対変えませんが、いずれそういった事業も遅きに失しているとは思いますが、そこら辺もよく考えてやったらどうですかと思うのですが、いかがですか。

○大越企画課長 本県の150周年事業についてでございますが、飯澤匡委員の御指摘のとおり、本事業を地域振興等に資する取り組みにつなげていくということは大変重要な視点と考えております。

宮城県に関しましては、150周年記念事業といたしまして、商店街イベント、農林水産フェア、地域特産品を活用した記念商品販売などを行うということでございましたが、本県におきましては、例えば民間との連携による岩手県政150周年記念というロゴを付したお菓子、それからお土産などの商品開発、またこれらの商品を返礼品に活用するなどしたふるさと納税事業による普及啓発、観光誘客につながる取り組みの推進など、全県的な関係人口や交流人口の拡大、本県の経済効果に資するような取り組みが考えられると思います。

このような取り組みにつきまして、集大成となる令和8年度の県域確定150周年に向けた機運の醸成にもつなげるため、民間の主体的な取り組みの推進や県の各部局等との連携なども含め、裾野の広い取り組みにつきまして県内の各界等の方々により構成する実行委員会において、具体的な事業の内容の検討を進めてまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 いつも苦言ばかり呈して僕も嫌なのだけれども、もう既に宮城県はやっているのね、こうやって。地元紙に郷土の継承と発展誓うと、観光キャンペーンなどの展開へと。今から考えたら、もう二番煎じになってしまうわけです。僕は県境に住んでいるから、特に敏感に感じるけれども、まあ、やらないよりはましかという感じですけども。同じようなことをやるのだったら、もっと先んじていろいろやらないと、これ税金を使うのですから、何やるにしたって。企画力というのは、やっぱり差が出てしまうのです。ここら辺はいかがですか、部長。

○熊谷ふるさと振興部長 今飯澤匡委員から御指摘いただきました。やはり発信力という点で、他県に先行してやっていくことは必要だと思っております。私どもこれからということになりますけれども、先ほど大越企画課長が答弁しましたとおり、150周年記念の目的、岩手県の歴史を振り返り、岩手県の未来について考える機会とするという一番の目的でございますが、具体的な事業を実施するに当たりましては、本県の効果的なPRでありますとか、地域経済の波及効果、そういったところも勘案いたしまして、関係団体、各部局の意見、さまざま調整しながら、効果的な事業となるよう進めてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 いずれ令和4年度が147周年ですから、そういうことを再度念押ししておきます。

次に、ILC実現への県の取り組みについてお伺いします。ICFA——将来加速器国際委員会の会議が3月に行われますが、これに対する県の日本政府とKEK——高エネルギー加速器研究機構への働きかけについて。

2点目は、コロナ禍、これからもウィズコロナという形で進まざるを得ないと思うのですが、よく皆さん方は県民理解への働きかけ、醸成という言葉を使いますが、この1年ほとんどやっていなかったですよ。これからどうやっていくのか、その方針、事業展開を示してください。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 ICFAの会議ですけれども、3月29日、30日に行われます。それで、県ではKEKと定期的に意見交換を行っておりまして、有識者会議の議論のまとめ（案）が出た後も何度か意見交換しております。今後の進め方について、今度のICFAの会議ですとか、9月にアメリカの学会ありますけれども、そういったところに世界の研究者がILCを最優先として自国政府にも積極的に働きかけてもらうようにしっかり主張してほしいということを申し入れております。山内機構長からもILC計画が前に進むよう最大限努力しているといったような回答いただいております。

また、地元との連携体制を一層強化するために、ILCに関する継続的な連絡協議のあり方についても検討を行っておりまして、具体的な検討の持ち方を協議しております。

あと、国に関してですけれども、KEKでは有識者会議の状況も見ながらIDT、国際推進チームと相談していろいろ国際協力による加速器の現地開発など、こういった部分の予算について文部科学省とも相談しているということで、こういった状況についても県としても確認しているところです。

それから、県民理解については、飯澤匡委員からお話もありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、計画していたものを途中で取りやめせざるを得ないというものもありました。そういったものには、資料等をできるだけ送るといったこともしておりました。一方で、県内の商工関係6団体の機関誌に毎月出していたり、2カ月置きとあるのですけれども、6団体合わせて1万8,000部広報紙がありますので、そこに毎号その時々のILCの話題を載せてもらうということで、記事をお送りして掲載等してもらっております。

我々としては、新型コロナウイルス感染症が終わってもオンラインの講演会等もありますので、リアルの部分と、それから最低限オンラインでもできるものといったようなところを両にらみで考えていますし、来年度はウェブ会議システム等の整備で高校生が海外の研究者と直接やりとりするような機会を設けるといったようなことも考えております。

全体的には、KEKを中心に国内全体で一元的な広報関係の組織で活動を強化するというようにしておりまして、我々もその参画主体ということで打合せの内容等の把握をしておりますので、連携を図って機運醸成、理解促進に取り組んでいきたいと考えております。

す。

○飯澤匡委員 わかりました。商工団体の方々に私もよく聞かれます。どうなっているのだということなのです。

そこで、県の担当者に話をお聞きすると、大体研究者と同じような答弁、考え方を示されるのです。私は、前回も言ったように、岩手県は何が何でもやっていく必要があると思ってやっているということを書いていかないと、文部科学省サイドの情報発信にはどうしてもブレーキがかかるような状況が今続いているので、岩手県はどうなのだというときに、この間言ったように安全保障だとか、そういうことも口に出して、ぜひとも大きなメリットがあるので、推進局を設立してやった経緯もあり、これをしっかり言ってもらわないと、皆さんのマインドが冷え切ってしまうと思うのです。

メディアの報道等でこういうふうにな心が揺れ動くような状況なのですが、たゆまず、これは1,000年に1度の大事業ですから、これを絶対物にするという気持ちを立てていかないと、受け身では到底だめです。絶対にとりに行くのだという気持ちを持ってやらないと。私は何が何でもという思いで今でもやっていますし、そういう思いでやれば、いろんな方々と接するときも、情報のとり方も違うのです。研究者の方々と意見交換して、それを集約するというやり方ではなくて、岩手県独自でどういう働きかけをするのかということもその意見の中にかいま見えないと説得力がないと思うのですが、今後そういうことはじっくり吟味して、もうだんだん煮詰まってきましたので、国際会議の中でも日本の信用度というの、内々にいろんな話は聞いていますけれども、ここは正念場で、ここをくぐっていかないと、せつかくここまで敷いてきたレールが塞がってしまうのはとってもやるせない思いなので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。副局長でいいです。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 今お話しいただきました。ありがとうございます。県としても長年取り組んできたことでありまして、地元でも受け入れに向けたいろいろな研究等をして、地元の事業者さんと一緒にやりとりして、地域の取り組みを進めているといったようなこともありますので、それをできるだけ広くわかりやすい形で、地域での説明会も、ちょっと専門的な部分の質問が多い時期に、そういった話にちょっと偏って、逆に一般の方がわかりにくいというようなこともあって、やり方を変えた部分もありますけれども、そういったことでできるだけ多くの方にILCの意義とか効果とか、そういったことを直接伝えられるような機会を、持ち方も考えながら引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○飯澤匡委員 高橋副局長は、定年を待たずに今回で退職と聞きました。これまでいろいろお付き合いしている中で、実直にやってこられたことに本当に感謝を申し上げたいと思います。いずれ局長、副局長がかかるわけですから、次の方々が先ほど私が申し上げたことなどもしっかりつないで、ぜひともこれは何が何でもという思いを見せないでだめだと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。ありがとうございました。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

本日委員会室におります執行部職員のうち、石川政策企画部長、戸館復興防災部長はじめ多くの方が御退職されますほか、このたびの人事異動により異動される方も多くおられます。長い間大変ありがとうございました。

ここで、御退職、御異動される皆様を代表いたしまして、石川政策企画部長、戸館復興防災部長から一言お願いをしたいと思います。

○石川政策企画部長 先ほど午前中も若干お話をさせていただきました。このような機会をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。

私は、本当に今までの県職員生活でいろんな仕事を経験させていただきました。そのたびにいろんな課題もありましたし、それをちゃんと解決できたのもあれば、後輩にそれを残した部分もあります。本当にこの仕事に就いて一番よかったと思うのは、委員の皆様含め本当にいろんな方々とお知り合いになれたことなのではないかと、これは私にとって非常に財産だと思いますし、それから後輩の話をすれば、県職員というのはやはり何といても優秀ですし、それから最近の若い職員は合理的ですし、また気持ちも優しい人間が多々ございますので、しっかりこれからの県政を担っていただけるものというふうに考えております。今後とも我々執行部、よろしく願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきますたいと思います。どうもありがとうございました。

○戸館復興防災部長 委員の皆様には、大所高所からさまざま御指導、御助言いただきまして、誠にありがとうございました。先ほどほぼほぼ申し上げてありますけれども、やっぱりこれは県職員に限らずそうだと思いますけれども、仕事を通じて、そしてその仕事をただこなすのではなくて、自分なりに努力もし、そしてその仕事を通じて成長していければと、私自身もそう思いながら生活してまいりましたけれども、ぜひ後輩の職員にもそれを望みたいと思います。と言いつつも、まだあと10日ありますので、気を緩めずに、災害等が起こらないことを毎晩祈りながら、残り10日間過ごしてまいりたいと思います。

また、4月以降、別な立場で委員の皆様にも御指導いただくこともあるかと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様は今後ますますの御健勝をお祈りさせていただきます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○菅野ひろのり委員長 ありがとうございます。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会でありますが、調査項目については政策評価についてといたしたいと思

ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任をお願いします。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和4年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見きわめながら対応することとしたいと思います。

つきましては、調査実施の有無も含め当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。